議　　事　　日　　程

令 和 元 年 6 月 4 日

午 後 1 時 3 0 分 開 会

開　　会
第　1　会　期　決　定
第　2　会議録署名委員の指名
第　3　前会会議録の承認
第　4　教育長報告及び各課５月行事報告
第　5　議　　案

第25号議案　島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

第26号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）

第27号議案　議会の議決を経るべき議案（島原図書館設置条例の一部を改正する条例）

第28号議案　議会の議決を経るべき議案（島原文化会館条例の一部を改正する条例）

第29号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例）

第30号議案　議会の議決を経るべき議案（島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第31号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例）

第32号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例）

第33号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例）

第34号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例）

第35号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立温水プール条例の一部を改正する条例）

第36号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市有明プール条例の一部を改正する条例）

第37号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営球場条例の一部を改正する条例）

第38号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営庭球場条例の一部を改正する条例）

第39号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営運動広場条例の一部を改正する条例）

第40号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例）

第41号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例）

第42号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）

第43号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例）

第44号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例）

第45号議案　議会の議決を経るべき議案（平成３１年度島原市一般会計補正予算第１号）

第　6　次回定例教育委員会日程
第　7　（１）その他
　　報告事項
　　①６月行事予定表
　（２）その他

島 原 市 教 育 委 員 会

報　　告　　事　　項

○行事報告

○行事予定表

令和元年６月４日　定例会

教育委員会　６月定例会　報告事項

［５月］　　（教育総務課）

日	曜日	報　告　事　項	内	容	並びに参考事項
8	水	第７次市勢振興計画局議	13:30	教育長室	教育長、教育次長、各課長
10	金	災害対策本部立ち上げ訓練	14:00	議会会議室	教育長、教育次長、各課長
10	金	全国学校施設整備期成会総会市長レク	17:00	市長室	菅課長
11	土	交通安全祈願祭	9:30	川原温泉神社	教育長
13	月	島原半島租税教育推進協議会	13:30	島原税務署	教育長、古瀬課長
17	金	四小芝生利活用推進委員会総会	19:30	杉谷公民館	教育長、教育次長、菅課長
20	月	新人職員研修　閉講式	9:00	外港庁舎	教育長
21	火	県市町村教育委員会連絡協議会総会・合同研修会	10:00	諫早文化会館	各教育委員・教育長
22	水	全国都市教育長協議会定期総会、研究大会（23,24日）	―	富山市	教育長
29	水	島原市企画委員会	10:00	外港庁舎	教育次長
29	水	人事評価・職務目標ヒアリング	午後	教育長室	教育長、教育次長、各課長
30	木	島原半島ジオパーク協議会定例総会	13:30	復興記念館	教育次長
		《付記事項》			
19	日	中学校体育大会	9:00	各中学校	教育委員・教育次長・各課長
26	日	小学校運動会	8:30	各小学校	教育委員・教育長・教育次長・各課長
30	木	緑水会	12:00	そば幸	教育長

教育委員会　６月定例会　報告事項

［５月］　　（学校教育課）

日	曜日	報　告　事　項	内	容	並	び	に	参	考	事	項
7	火	就学相談（20・21・22・23・28・30・31日）	13:30	安中公民館ほか	園田						
7	火	市中体連理事会	14:30	第一中学校	小鉢						
8	水	５月定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢						
8	水	県教委指導連絡（５月定例校長会）	13:00	杉谷公民館	教育長、課長、中村、平田						
9	木	５月定例教頭会	10:30	杉谷公民館	教育長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢						
13	月	校長当初面談（中学校）	9:00	有明庁舎１階相談室	教育長、課長						
15	水	校長当初面談（小学校）	9:00	有明庁舎１階相談室	教育長、課長						
19	日	市内中学校体育大会	9:00	市内中学校	教育長、次長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢						
20	月	市長へ学校給食費改定説明	10:00	外港庁舎	課長、平田						
23	木	教務主任会	14:00	杉谷公民館	園田、小鉢						
23	木	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	森田						
23	木	学校給食献立作成会	14:00	有明公民館	塩田						
24	金	令和元年度第１回ALTミーティング	15:30	森岳公民館	中村						
26	日	市内小学校運動会	8:30	市内小学校	教育長、次長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢						
27	月	教科用図書採択第１回採択協議会	14:00	有明総合文化会館	教育長、平田						
27	月	中学生海外訪問交流事業面接(27・28・29・30日)	16:30	市内各中学校	中村、平田、森田、園田、小鉢						
28	火	ＳＣ・ＳＳＷ担当者研修会	9:30	長崎県教育センター	小鉢						
31	金	学校経営訪問	9:00	第二中学校	教育長、次長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢						
		《付記事項》									
9	木	５歳児健診（９・２２日）	13:30	市保健センター	園田						
10	金	島原市特別支援学級「春の交流会」	9:00	第三小学校	園田						
10	金	災害対策本部立上訓練	14:00	議会会議室	次長、課長						
13	月	島原半島租税教育推進協議会第１２回定期総会	13:30	島原税務署	教育長、課長						
15	水	平成３１年度人事評価制度に係る職員説明会	10:00	有明庁舎議会会議室	中村、平田、森田、園田、小鉢、塩田						
16	木	島原半島ジオパーク協議会・教育保全委員会	14:00	がまだすドーム	園田						
17	金	令和元年度島原市立第四小学校校庭芝生利活用推進委員会	19:00	杉谷公民館	平田						
24	金	長崎県移動教育委員会	8:30	第三中学校	次長、課長、中村、小鉢						
24	金	令和元年度島原半島三市特別支援教育連絡協議会	14:30	島原特別支援学校高等部	園田						
25	土	島原特別支援学校小中学部運動会	9:30	島原特別支援学校小中学部	園田						
29	水	高野小学校研究授業	11:00	高野小学校	森田、園田						
30	木	文化連盟との打ち合わせ	10:00	森岳公民館	森田						
31	金	市P連総会	17:00	有明総合文化会館	課長、平田						

島原市教育委員会　6月定例会報告事項

【令和元年5月】　　**社会教育課**

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
7	火	あいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
7	火	公民館新人主事研修会及び社会教育担当者会	13:30	白山公民館	課長、藤井、公民館主事、松本指導員
9～10（木～金）		市町社会教育主管課長会議・市町社会教育担当者会	9:30	長崎市	藤井、小山
9	木	補正予算ヒアリング	10:30	折橋庁舎	課長、宇土
9	木	多言語解説整備事業学芸文化課現地視察	13:00	薬園ほか	課長、中村
9	木	島原城築城400年記念実行委員会歴史文化専門部会	13:30	森岳公民館	宇土、林田
13	月	森岳公民館運営委員会	10:00	森岳公民館	課長、藤井、湯田
14	火	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	課長
14	火	有明公民館運営委員会	14:00	有明公民館	藤井、森
14	火	安中公民館運営委員会	19:00	安中公民館	課長、藤井、野口
15	水	人事評価制度に係る説明会	16:00	有明庁舎	社会教育課員
15	水	肥前島原子ども狂言開講式	18:30	島原文化会館	教育長、課長、中村、宇土
16	木	三会公民館運営委員会	10:00	三会公民館	課長、藤井、植木
16	木	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	次長、課長
16	木	杉谷公民館運営委員会	13:30	杉谷公民館	藤井、芦塚
16～17（木～金）		島原市所蔵古文書調査事業	14:00	島原図書館	課長、宇土、林田
16～17（木～金）		文化財保護部局担当者文化財基礎研修	13:00	県農協会館	中村
16	木	市民音楽祭代表者会議	19:00	霊丘公民館	課長、藤井
17	金	県下少年センター所長会	14:00	大村市	課長
17	金	家庭教育学級合同会議	19:00	森岳公民館	課長、藤井、公民館主事
20	月	白山公民館運営委員会	10:00	白山公民館	課長、藤井、大川
20	月	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	課長
21	火	社会を明るくする運動打合せ会	10:00	杉谷公民館	課長、藤井
21	火	少年センター自転車指導	15:15	市内３ヶ所	課長、藤井、入江指導監、松本相談員
22	水	島原市施設の魅力アップ懇話会	19:00	島原文化会館	課長、中村
24	金	霊丘公民館運営委員会	14:00	霊丘公民館	課長、藤井、水田
24	金	島原市青少年健全育成連絡協議会役員会	18:00	霊丘公民館	課長、藤井
28	火	社会教育委員の会	15:30	霊丘公民館	教育長、課長、藤井、野口指導員
29	水	長崎県社会教育主事等連絡協議会理事会	13:30	長崎県庁	課長
29	水	長崎県公民館連絡協議会理事会	15:00	長崎県庁	課長
30	木	島原文化連盟と幸田町交流に関する打合せ	10:00	森岳公民館	課長、中村
30	木	人事評価教育長面談	13:30	教育長室	課長
※ 各地区にて高齢者学級６回（担当：野口）・女性学級６回開催（担当：松本）					

【付記事項】

8	水	有明地区自治公民館連絡協議会総会	16:00	有明公民館	教育長、課長、森
10	金	災害対策本部立上訓練	14:00	有明庁舎	課長
10	金	島原市子ども会育成連絡協議会総会	19:30	島原文化会館	藤井、小山、野口指導員
12	日	有明地区自治会対抗ソフトボール大会	8:00	有明の森運動場	市長、教育長、森
12	日	三会地区大運動会	9:00	三会ふれあい運動広場	市長、教育長、植木
13	月	島原城薪能振興会役員会	14:00	護国寺	中村
14	火	島原更生保護女性会総会	10:00	福祉センター	教育長
15	水	島原市婦人会連絡協議会総会	10:00	安中公民館	課長、藤井、公民館主事、松本指導員
17	金	高島観音回向堂法要	11:00	高島観音回向堂	次長
19	日	有明中学校体育大会参観	8:50	有明中学校	課長
22	水	島原城薪能振興会総会	13:30	霊丘公民館	中村
22	水	白山地区青少年健全育成協議会総会	19:30	白山公民館	藤井
25	土	島原文化連盟総会	16:00	九十九ホテル	次長、課長
26	日	大三東小学校運動会参観	9:00	大三東小学校	課長
30	木	安中地区青少年健全育成協議会総会	19:00	安中公民館	中村、野口
30	木	森岳地区青少年健全育成協議会総会	19:30	森岳公民館	藤井、湯田
30	木	三会地区青少年健全育成協議会総会	20:00	三会公民館	課長、植木
31	金	島原市PTA連合会総会	17:00	有明文化会館	教育長、次長、課長、藤井

教育委員会　6月定例会　報告事項

（スポーツ課）

［5月］

日	曜日	報　告　事　項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	水	少年少女空手道選手権（県、全日本・全九州（県予選））	9:00	復興アリーナ	教育長
4	土	２０１９年度高校剣道錬成大会	13:00	復興アリーナ	課長
5	日	FM出演「ワールドカップ勝手に盛り上げ隊！」	13:00	FMしまばら	入江班長
7	火	社会教育担当者会（市民体育祭の補助金の件）	13:30	白山公民館	課長、太田主任
8	水	長崎県スポーツ少年団指導者協議会、事務担当者会（～9日）	10:00	県営球場	入江班長
9	木	５月定例校長会	10:30	杉公民館	課長、太田主任
9	木	６月補正予算財政ヒアリング	15:00	下折橋庁舎	課長、中島班長
9	木	有明庁舎グリーンカーテン設置作業	15:30	有明庁舎	太田主任
10	金	係長・主任を対象とした災害対応研修会	10:00	有明庁舎	太田主任
10	金	災害本部立上訓練	14:00	有明庁舎	課長
12	日	市長杯九州ダンススポーツ競技大会in島原	13:30	復興アリーナ	市長、課長
12	日	有明地区ソフトボール大会	8:00	有明の森	市長（担当：社会教育課）
12	日	三会地区大運動会	9:00	三会ふれあい	（担当：社会教育課）
14	火	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	課長、中島班長
15	水	指定管理施設の魅力アップ懇話会	19:00	復興アリーナ	課長、中島班長
16	木	例規審査委員会（消費税関係）	13:30	外港庁舎	課長、中島班長
17	金	九州学生陸上競技対抗選手権大会に出張（島原学生駅伝ふるさと納税広報等）	終日	熊本市	課長、観光おもてなし課小川主事
19	日	二中体育大会	9:00	二中	課長
20	月	五小、三会小、一小夢の教室打ち合わせ	13:00	5小、三会小、1小	入江班長、荒木
24	金	ラグビーWC公認チームキャンプ地コーディネーター研修	10:30	日本青年館（東京）	中島班長
24	金	県スポ推第1回理事会・評議員会、第1回女性委員会	12:30	県立総合体育館	スポ推３名（荒木、廣瀬、出田）
26	日	四小運動会	8:30	四小	課長
27	月	しまばら体操・ラグビー周知	15:00	医師会館	入江班長
29	水	東京2020オリンピック聖火リレー長崎県実行委員会　第3回実行委員会	14:00	県庁	課長
29	水	島原学生駅伝の打ち合わせ	16:30	NIB	課長、入江班長
30	木	島原市体育協会理事会、評議員会	16:30	有明公民館	市長、副市長、教育長、スポーツ課員

令和元年６月行事予定表

令和元年６月４日現在

下線太字 教育委員出席予定
◎　教育長出席
〇　教育次長出席
△　関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教育総務課	学校教育課	社会教育課	スポーツ課
1	土				
2	日				島原市少年ソフトボール大会8:00三会ふれあい スポ少会長
3	月	いのりの灯点灯セレモニー 19:10 災害記念館 〇	第1回県・市町教育委員会学校教育課長等会議 県庁△	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎〇△ 少年センター少年補導委員会 19:30 森岳公民館 ◎△	
4	火	島原市議選当選証書授与式 10:00 議会会議室 ◎	第1回超勤改善等対策会議 県庁△ 6月定例教育委員会13:30有明庁舎◎〇△	市町村教育委員会人権教育担当課長会議 13:30 長崎市 △	**6月定例教育委員会13:30有明庁舎◎〇△**
5	水		6月定例校長会9:30杉公◎△		6月定例校長会9:30杉公◎〇△ ホストタウン担当課長会議14:00県庁△
6	木				指定管理者選定委員会13:30外港庁舎 平成31年度島原市スポーツ少年団指導者協議会役員会19:30森公
7	金				
8	土		市中学校体育大会球技武道大会◎△		
9	日		市中学校体育大会球技武道大会◎△ 「お口の健康まつり」良い歯の優秀園・歯科保健図画コンクール表彰式 12:30 保健センター◎		
10	月				
11	火		学校経営訪問 13:40 高野小◎〇△		学校訪問 高野小 体力テスト19:00アリーナ△
12	水	市勢振興計画審議会 10:00 杉谷公民館〇	学校経営訪問 9:25 湯江小◎〇△ 13:30 三会小◎〇△		学校訪問 湯江小・三会小 夢の教室9:30一小2クラス
13	木		6月定例教頭会 10:30 杉公◎△		夢の教室9:35三会小2クラス
14	金		学校経営訪問 9:25 五小◎〇△ 13:25 三中◎〇△	社会を明るくする運動島原地区推進委員会総会 13:30 有明文化会館 ◎〇△	学校訪問 三小 夢の教室9:30五小2クラス
15	土				
16	日				
17	月				全国・九州大会出場選手激励会（島空会）17：00外港庁舎第2応接室 市長△
18	火				スポーツ少年団指導者協議会総会18:30有公△
19	水				
20	木	6月定例市議会開会 10:00 議会議場 ◎〇△	市中学校体育大会陸上大会◎△		
21	金				
22	土	一般質問答弁書検討会◎〇△			
23	日	一般質問答弁書検討会◎〇△			
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土				
30	日				

島原市教育委員会
議　　案　　集

第25号議案　島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

第26号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）

第27号議案　議会の議決を経るべき議案（島原図書館設置条例の一部を改正する条例）

第28号議案　議会の議決を経るべき議案（島原文化会館条例の一部を改正する条例）

第29号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例）

第30号議案　議会の議決を経るべき議案（島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第31号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例）

第32号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例）

第33号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例）

第34号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例）

第35号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立温水プール条例の一部を改正する条例）

第36号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市有明プール条例の一部を改正する条例）

第37号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営球場条例の一部を改正する条例）

第38号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営庭球場条例の一部を改正する条例）

第39号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営運動広場条例の一部を改正する条例）

第40号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例）

第41号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例）

第42号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）

第43号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例）

第44号議案　議会の議決を経るべき議案（島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例）

第45号議案　議会の議決を経るべき議案（平成３１年度島原市一般会計補正予算第１号）

令和元年６月４日　定例会

第２５号議案

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

島原市立公民館運営審議会委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	住 所(職場等)	年齢	年数	備　考	備　考
原　　洋	宇土町乙670番地1 （第四小学校）	57	1	校長会代表（第四小学校長）	学校教育の関係者
木下美津子	新湊二丁目丙1989番地5	43	3	公民館利用者	家庭教育の向上に資する活動を行う者
小林　美恵	栄町8617番地5	55	1	公民館利用者	社会教育の関係者
柴田　光子	有明町大三東甲638番地	63	0	公民館利用者	社会教育の関係者
宮﨑　哲雄	出平町甲589番地	73	9	三会公民館運営委員長	社会教育の関係者
下岸　良助	杉山町甲510番地	68	0	杉谷公民館運営委員長 杉谷地区町内会連絡協議会副会長	社会教育の関係者 学識経験のある者
村田　考市	中町843番地	77	0	森岳公民館運営委員長 森岳連合楽生会会長	社会教育の関係者
大隅謙一郎	桜町978番地	75	6	霊丘公民館運営委員長 霊丘地区町内会連絡協議会副会長	社会教育の関係者 学識経験のある者
松尾　豪彦	湊新地町420番地	72	2	白山公民館運営委員長 白山地区町内会連絡協議会長	社会教育の関係者
大場　安廣	新湊一丁目20番地	68	8	安中公民館運営委員長 安中地区青少年健全育成協議会長	社会教育の関係者
宮崎　善金	有明町大三東丁424番地	75	14	有明公民館運営委員長 有明地区青少年育成会議会長	社会教育の関係者 学識経験のある者

（任期：令和元年6月4日から令和２年5月31日まで）

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第４条の規定により委嘱しようとするものである。

（参考）

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（公民館運営審議会）

第４条　公民館に、公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

２　運営審議会の委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

３　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第１４条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

第２６号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

別紙１

第　　号議案

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和５１年島原市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

名称及び室名	単位	使用料
森岳公民館		
調理研究室		390円
和・洋室（大）		390円
和・洋室（小）	１時間	290円
講義室		390円
大ホール		520円
杉谷公民館		
調理研究室		390円
和室（大）		390円
和室（小）	１時間	290円
講義室		390円
大ホール		520円
陶芸室		290円
安中公民館		
調理研究室		390円
和室（大）		390円
和室（小）	１時間	290円
講義室		290円
大ホール		520円

白山公民館		
調理研究室		390円
和室（大）		390円
和室（小）	１時間	290円
講義室		390円
大ホール		520円
霊丘公民館		
調理研究室		390円
和室（大）		390円
和室（小）	１時間	290円
講義室		390円
大ホール		520円
学習室		290円
有明公民館		
調理実習室		390円
和室（大）		390円
和室（小）		290円
講義室		390円
大ホール	１時間	520円
視聴覚室		290円
情報教育室		290円
創作室		290円
相談室		290円
ロビー		290円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の規定は、

この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第２９条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

（教育長に対する委任事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（１）　学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

（２）　学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。

（３）　教育財産の取得を市長に申出ること。

（４）　県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。

（５）　県費負担教職員の服務の監督についての一般方針を定めること。

（６）　教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。

（７）　教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。

（８）　学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。

（９）　学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。

(10)　委員会規則の制定又は改廃を行うこと。

(11)　教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。

(12)　委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。

(13)　校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。

(14)　教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。

(15)　学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。

(16)　教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案

別表（第７条関係）

名称及び室名	単位	使用料
森岳公民館		
調理研究室	１時間	390円
和・洋室（大）		390円
和・洋室（小）		290円
講義室		390円
大ホール		520円
杉谷公民館		
調理研究室	１時間	390円
和室（大）		390円
和室（小）		290円
講義室		390円
大ホール		520円
陶芸室		290円
安中公民館		
調理研究室	１時間	390円
和室（大）		390円
和室（小）		290円
講義室		290円
大ホール		520円
白山公民館		
調理研究室	１時間	390円
和室（大）		390円

現行

別表（第７条関係）

名称及び室名	単位	使用料（円）
森岳公民館		
調理研究室	１時間	380
和・洋室（大）		380
和・洋室（小）		280
講義室		380
大ホール		510
杉谷公民館		
調理研究室	１時間	380
和室（大）		380
和室（小）		280
講義室		380
大ホール		510
陶芸室		280
安中公民館		
調理研究室	１時間	380
和室（大）		380
和室（小）		280
講義室		280
大ホール		510
白山公民館		
調理研究室	１時間	380
和室（大）		380

解説及び資料

【別表の内容】

各室ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

改正案			現行			解説及び資料
和室（小）		290円	和室（小）		280	
講義室		390円	講義室		380	
大ホール		520円	大ホール		510	
霊丘公民館			霊丘公民館			
調理研究室		390円	調理研究室		380	
和室（大）		390円	和室（大）		380	
和室（小）	１時間	290円	和室（小）	１時間	280	
講義室		390円	講義室		380	
大ホール		520円	大ホール		510	
学習室		290円	学習室		280	
有明公民館			有明公民館			
調理実習室		390円	調理実習室		380	
和室（大）		390円	和室（大）		380	
和室（小）		290円	和室（小）		280	
講義室		390円	講義室		380	
大ホール	１時間	520円	大ホール	１時間	510	
視聴覚室		290円	視聴覚室		280	
情報教育室		290円	情報教育室		280	
創作室		290円	創作室		280	
相談室		290円	相談室		280	
ロビー		290円	ロビー		280	

備考

１　冷暖房設備、ガスその他特別の設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の２倍の額とする。

備考

１　冷暖房設備、ガスその他特別の設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の２倍の額とする。

第２７号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原図書館設置条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原図書館設置条例の一部を改正する条例

島原図書館設置条例（昭和６１年島原市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
視聴覚ホール	１時間	390円
集会室（洋室）	１時間	290円
集会室（和室）	１時間	290円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原図書館設置条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原図書館設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案

別表（第８条及び第16条関係）

区分	単位	使用料
視聴覚ホール	１時間	390円
集会室（洋室）	１時間	290円
集会室（和室）	１時間	290円

備考

１　冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　営利を目的として使用する場合又は市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の２倍の額とする。

現行

別表（第８条及び第16条関係）

区分	単位	使用料（円）
視聴覚ホール	１時間	380
集会室（洋室）	１時間	280
集会室（和室）	１時間	280

備考

１　冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　営利を目的として使用する場合又は市内在住者以外の者（団体）が使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の２倍の額とする。

解説及び資料

【別表の内容】

各室ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【改正内容】

消費税率及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第２８号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原文化会館条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原文化会館条例の一部を改正する条例

島原文化会館条例（昭和４９年島原市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
大ホール	ホール	１時間	4,980円
	楽屋Ａ		150円
	楽屋Ｂ		150円
	楽屋Ｃ		100円
中ホール	ホール	１時間	1,560円
	楽屋		150円
小ホールＡ		１時間	950円
小ホールＢ		１時間	590円
展示室Ａ		１時間	640円
展示室Ｂ（多目的ホール）		１時間	260円
会議室		１時間	210円
和室		１時間	260円
附属設備		別に規則で定める。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原文化会館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原文化会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案

別表（第７条及び第17条関係）

区分		単位	使用料
大ホール	ホール	１時間	4,980円
	楽屋Ａ		150円
	楽屋Ｂ		150円
	楽屋Ｃ		100円
中ホール	ホール	１時間	1,560円
	楽屋		150円
小ホールＡ		１時間	950円
小ホールＢ		１時間	590円
展示室Ａ		１時間	640円
展示室Ｂ（多目的ホール）		１時間	260円
会議室		１時間	210円
和室		１時間	260円
附属設備		別に規則で定める。	

備考

１　冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の２倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

３　練習又は準備等のため大ホール又は中ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の

現行

別表（第７条及び第17条関係）

区分		単位	使用料（円）
大ホール	ホール	１時間	4,890
	楽屋Ａ		150
	楽屋Ｂ		150
	楽屋Ｃ		100
中ホール	ホール	１時間	1,530
	楽屋		150
小ホールＡ		１時間	930
小ホールＢ		１時間	580
展示室Ａ		１時間	630
展示室Ｂ（多目的ホール）		１時間	250
会議室		１時間	210
和室		１時間	250
附属設備		別に規則で定める。	

備考

１　冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の２倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

３　練習又は準備等のため大ホール又は中ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の

解説及び資料

【別表の内容】

各室ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

改　　正　　案	現　　行	解説及び資料
３割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。	３割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。	

第２９号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例

島原市有明総合文化会館条例（平成１７年島原市条例第７４号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
大ホール		１時間	3,150円
多目的ホール	１	１時間	620円
	２		620円
リハーサル室		１時間	200円
楽屋（洋室）		１時間	150円
楽屋（和室）		１時間	150円
楽屋事務室		１時間	100円
研修室	１	１時間	200円
	２		200円
和室	１	１時間	200円
	２		200円
視聴覚室		１時間	200円
会議室		１時間	200円
市民ギャラリー		１時間	800円
附属設備		別に規則で定める。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市有明総合文化会館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行わ

れた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第15条関係）

区分		単位	使用料
大ホール		１時間	3,150円
多目的ホール	1	１時間	620円
	2		620円
リハーサル室		１時間	200円
楽屋（洋室）		１時間	150円
楽屋（和室）		１時間	150円
楽屋事務室		１時間	100円
研修室	1	１時間	200円
	2		200円
和室	1	１時間	200円
	2		200円
視聴覚室		１時間	200円
会議室		１時間	200円
市民ギャラリー		１時間	800円
附属設備		別に規則で定める。	

備考

１　冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の５倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

３　練習又は準備等のため大ホール又は多目的ホール

現行

別表（第６条及び第15条関係）

区分		単位	使用料（円）
大ホール		１時間	3,090
多目的ホール	1	１時間	610
	2		610
リハーサル室		１時間	200
楽屋（洋室）		１時間	150
楽屋（和室）		１時間	150
楽屋事務室		１時間	100
研修室	1	１時間	200
	2		200
和室	1	１時間	200
	2		200
視聴覚室		１時間	200
会議室		１時間	200
市民ギャラリー		１時間	780
附属設備		別に規則で定める。	

備考

１　冷暖房設備その他特別の設備及び備付け以外の器具を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

２　入場料を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の５倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。

３　練習又は準備等のため大ホール又は多目的ホール

解説及び資料

【別表の内容】

各室ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

改　　正　　案	現　　行	解説及び資料
の舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の５割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。 ４　市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の２倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。	の舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の５割相当額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。 ４　市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じ算定した使用料の２倍の額とする。ただし、附属設備の使用料は、この限りでない。	

第３０号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例

島原復興アリーナ条例（平成１２年島原市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分				単位	使用料
メインアリーナ	専用使用	一般		１時間	2,840円
		高校生以下			1,420円
	部分使用	３分の１面	一般	１時間	950円
			高校生以下		470円
		２分の１面	一般	１時間	1,420円
			高校生以下		700円
		バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	320円
			高校生以下		150円
		卓球台	一般	１時間（１台につき）	230円
			高校生以下		110円
サブアリーナ	専用使用	一般		１時間	950円
		高校生以下			470円
	部分使用	バドミント	一般	１時間	320円

		ンコート	高校生以下	（１コートにつき）	150円
		卓球台	一般	１時間	230円
			高校生以下	（１台につき）	110円
会議室１（メインアリーナ）				１時間	150円
会議室２（メインアリーナ）				１時間	150円
研修室（サブアリーナ）				１時間	210円
視聴覚室（サブアリーナ）				１時間	390円
音楽室（サブアリーナ）				１時間	490円
附属設備				別に規則で定める。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原復興アリーナ条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第14条関係）

区分				単位	使用料
メインアリーナ	専用使用	一般		１時間	2,840円
		高校生以下			1,420円
	部分使用	３分の１面	一般	１時間	950円
			高校生以下		470円
		２分の１面	一般	１時間	1,420円
			高校生以下		700円
		バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	320円
			高校生以下		150円
		卓球台	一般	１時間（１台につき）	230円
			高校生以下		110円
サブアリーナ	専用使用	一般		１時間	950円
		高校生以下			470円
	部分使用	バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	320円
			高校生以下		150円
		卓球台	一般	１時間（１台につ	230円
			高校生		110円

現行

別表（第６条及び第14条関係）

区分				単位	使用料（円）
メインアリーナ	専用使用	一般		１時間	2,790
		高校生以下			1,390
	部分使用	３分の１面	一般	１時間	930
			高校生以下		460
		２分の１面	一般	１時間	1,390
			高校生以下		690
		バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	310
			高校生以下		150
		卓球台	一般	１時間（１台につき）	230
			高校生以下		110
サブアリーナ	専用使用	一般		１時間	930
		高校生以下			460
	部分使用	バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	310
			高校生以下		150
		卓球台	一般	１時間（１台につ	230
			高校生		110

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

改　　正　　案						現　　行						解説及び資料
			以下	き）					以下	き）		
会議室１（メインアリーナ）				１時間	150円	会議室１（メインアリーナ）				１時間	150	
会議室２（メインアリーナ）				１時間	150円	会議室２（メインアリーナ）				１時間	150	
研修室（サブアリーナ）				１時間	210円	研修室（サブアリーナ）				１時間	210	
視聴覚室（サブアリーナ）				１時間	390円	視聴覚室（サブアリーナ）				１時間	380	
音楽室（サブアリーナ）				１時間	490円	音楽室（サブアリーナ）				１時間	480	
附属設備				別に規則で定める。		附属設備				別に規則で定める。		
備考 １～４　略						備考 １～４　略						

第３１号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例

島原市営平成町多目的広場条例（平成１５年島原市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
芝生コート	一般	１時間	1,250円
（サッカーコート１面）	高校生以下		620円
クレーコート	一般	１時間	260円
（サッカーコート１面）	高校生以下		120円
附属設備		別に規則で定める。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市営平成町多目的広場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第14条関係）

区分		単位	使用料
芝生コート（サッカーコート１面）	一般	１時間	1,250円
	高校生以下		620円
クレーコート（サッカーコート１面）	一般	１時間	260円
	高校生以下		120円
附属設備		別に規則で定める。	

備考

１～４　略

現行

別表（第６条及び第14条関係）

区分		単位	使用料（円）
芝生コート（サッカーコート１面）	一般	１時間	1,230
	高校生以下		610
クレーコート（サッカーコート１面）	一般	１時間	250
	高校生以下		120
附属設備		別に規則で定める。	

備考

１～４　略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第３２号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例

島原市営平成町人工芝グラウンド条例（平成２３年島原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
サッカーコート（１面）	一般	１時間	1,570円
	高校生以下		780円
サッカーコート（半面）	一般	１時間	780円
	高校生以下		390円
フットサルコート（１面）	一般	１時間	390円
	高校生以下		210円
夜間照明	４灯	１時間	2,100円
	２灯		1,050円
多目的室	多目的室１	１時間	150円
	多目的室２		150円
	多目的室３		320円
会議室	会議室１	１時間	150円
	会議室２		150円
ミーティングルーム（１室）		１時間	150円
附属設備		別に規則で定める。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市営平成町人工芝グラウンド条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第13条関係）

区分		単位	使用料
サッカーコート（１面）	一般	１時間	1,570円
	高校生以下		780円
サッカーコート（半面）	一般	１時間	780円
	高校生以下		390円
フットサルコート（１面）	一般	１時間	390円
	高校生以下		210円
夜間照明	４灯	１時間	2,100円
	２灯		1,050円
多目的室	多目的室１	１時間	150円
	多目的室２		150円
	多目的室３		320円
会議室	会議室１	１時間	150円
	会議室２		150円
ミーティングルーム（１室）		１時間	150円
附属設備		別に規則で定める。	

現行

別表（第６条及び第13条関係）

区分		単位	使用料（円）
サッカーコート（１面）	一般	１時間	1,540
	高校生以下		770
サッカーコート（半面）	一般	１時間	770
	高校生以下		380
フットサルコート（１面）	一般	１時間	380
	高校生以下		210
夜間照明	４灯	１時間	2,060
	２灯		1,030
多目的室	多目的室１	１時間	150
	多目的室２		150
	多目的室３		310
会議室	会議室１	１時間	150
	会議室２		150
ミーティングルーム（１室）		１時間	150
附属設備		別に規則で定める。	

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

改　　正　　案	現　　行	解説及び資料
備考 　１～５　略	備考 　１～５　略	

第３３号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例（平成２５年島原市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表中１　体育館使用料の表を次のように改める。

区分			単位	使用料
体育館	全面	一般	１時間	1,590円
		高校生以下		800円
	半面	一般	１時間	800円
		高校生以下		400円
	バスケットボールコート	一般	１時間	950円
		高校生以下		470円
	バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	340円
		高校生以下		160円
	卓球台	一般	１時間（１台につき）	230円
		高校生以下		110円
会議室（１階）			１時間	150円
会議室１（２階）			１時間	150円
会議室２（２階）			１時間	150円
会議室３（２階）			１時間	150円
附属設備			別に規則で定める。	

別表中２　弓道場使用料の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
専用使用	一般	１時間	620円
	高校生以下		310円
個人使用	一般	１時間	50円
	高校生以下	（１人につき）	20円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第７条及び第14条関係）

１　体育館使用料

区分			単位	使用料
体育館	全面	一般	１時間	1,590円
		高校生以下		800円
	半面	一般	１時間	800円
		高校生以下		400円
	バスケットボールコート	一般	１時間	950円
		高校生以下		470円
	バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	340円
		高校生以下		160円
	卓球台	一般	１時間（１台につき）	230円
		高校生以下		110円
会議室（１階）			１時間	150円
会議室１（２階）			１時間	150円
会議室２（２階）			１時間	150円
会議室３（２階）			１時間	150円
附属設備			別に規則で定める。	

備考

現行

別表（第７条及び第14条関係）

１　体育館使用料

区分			単位	使用料（円）
体育館	全面	一般	１時間	1,560
		高校生以下		780
	半面	一般	１時間	780
		高校生以下		390
	バスケットボールコート	一般	１時間	930
		高校生以下		460
	バドミントンコート	一般	１時間（１コートにつき）	330
		高校生以下		160
	卓球台	一般	１時間（１台につき）	230
		高校生以下		110
会議室（１階）			１時間	150
会議室１（２階）			１時間	150
会議室２（２階）			１時間	150
会議室３（２階）			１時間	150
附属設備			別に規則で定める。	

備考

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th><th>解説及び資料</th></tr>
<tr><td>１～５　略
２　弓道場使用料
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">専用使用</td><td>一般</td><td rowspan="2">１時間</td><td>620円</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>310円</td></tr><tr><td rowspan="2">個人使用</td><td>一般</td><td rowspan="2">１時間
（１人につき）</td><td>50円</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>20円</td></tr></table>備考
１～３　略</td><td>１～５　略
２　弓道場使用料
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>使用料（円）</th></tr><tr><td rowspan="2">専用使用</td><td>一般</td><td rowspan="2">１時間</td><td>610</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>300</td></tr><tr><td rowspan="2">個人使用</td><td>一般</td><td rowspan="2">１時間
（１人につき）</td><td>50</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>20</td></tr></table>備考
１～３　略</td><td></td></tr>
</table>

第３４号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例

島原市立有馬武道館条例（昭和５５年島原市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
専用使用	一般	１時間（１面につき）	830円
	高校生以下		410円
個人使用	一般	１時間（１人につき）	50円
	高校生以下		20円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市立有馬武道館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第８条及び第14条関係）

区分		単位	使用料
専用使用	一般	１時間（１面につき）	830円
	高校生以下		410円
個人使用	一般	１時間（１人につき）	50円
	高校生以下		20円

備考

略

現行

別表（第８条及び第14条関係）

区分		単位	使用料（円）
専用使用	一般	１時間（１面につき）	810
	高校生以下		400
個人使用	一般	１時間（１人につき）	50
	高校生以下		20

備考

略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第３５号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立温水プール条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市立温水プール条例の一部を改正する条例

島原市立温水プール条例（平成１５年島原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
個人使用	一般	１時間	150円
	高校生以下		30円
専用使用	一般	１時間	640円
	高校生以下	（１コースにつき）	320円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市立温水プール条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市立温水プール条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第14条関係）

区分		単位	使用料
個人使用	一般	１時間	150円
	高校生以下		30円
専用使用	一般	１時間（１コースにつき）	640円
	高校生以下		320円

備考

１～５　略

現行

別表（第６条及び第14条関係）

区分		単位	使用料（円）
個人使用	一般	１時間	150
	高校生以下		30
専用使用	一般	１時間（１コースにつき）	630
	高校生以下		310

備考

１～５　略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第３６号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市有明プール条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市有明プール条例の一部を改正する条例

島原市有明プール条例（平成１７年島原市条例第７９号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
個人使用	一般	１時間	150円
	高校生以下		30円
専用使用	一般	１時間	640円
（大プール１コース）	高校生以下		320円
専用使用	一般	１時間	1,590円
（幼児プール）	高校生以下		800円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市有明プール条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市有明プール条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第７条及び第14条関係）

区分		単位	使用料
個人使用	一般	１時間	150円
	高校生以下		30円
専用使用（大プール１コース）	一般	１時間	640円
	高校生以下		320円
専用使用（幼児プール）	一般	１時間	1,590円
	高校生以下		800円

備考

１～５　略

現行

別表（第７条及び第14条関係）

区分		単位	使用料（円）
個人使用	一般	１時間	150
	高校生以下		30
専用使用（大プール１コース）	一般	１時間	630
	高校生以下		310
専用使用（幼児プール）	一般	１時間	1,560
	高校生以下		780

備考

１～５　略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第３７号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営球場条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市営球場条例の一部を改正する条例

島原市営球場条例（平成元年島原市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表中１　島原市営球場使用料の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
一般野球	１時間	270円
学生野球（高校生以下）	１時間	130円
職業野球	１時間	550円
その他の催し物	１時間	550円

別表中２　器具使用料の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
バッティングケージ	１張１回	220円
防球ネット	１張１回	100円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市営球場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市営球場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第14条関係）

１　島原市営球場使用料

区分	単位	使用料
一般野球	１時間	270円
学生野球（高校生以下）	１時間	130円
職業野球	１時間	550円
その他の催し物	１時間	550円

備考

１～４　略

２　器具使用料

区分	単位	使用料
バッティングケージ	１張１回	220円
防球ネット	１張１回	100円

現行

別表（第６条及び第14条関係）

１　島原市営球場使用料

区分	単位	使用料（円）
一般野球	１時間	260
学生野球（高校生以下）	１時間	130
職業野球	１時間	540
その他の催し物	１時間	540

備考

１～４　略

２　器具使用料

区分	単位	使用料（円）
バッティングケージ	１張１回	220
防球ネット	１張１回	100

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第３８号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営庭球場条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市営庭球場条例の一部を改正する条例

島原市営庭球場条例（平成元年島原市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
一般	１時間（１コートにつき）	260円
高校生以下	１時間（１コートにつき）	120円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市営庭球場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市営庭球場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th><th>解説及び資料</th></tr>
<tr>
<td>別表（第６条及び第14条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>一般</td><td>１時間（１コートにつき）</td><td>260円</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>１時間（１コートにつき）</td><td>120円</td></tr></table>備考
略</td>
<td>別表（第６条及び第14条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料（円）</th></tr><tr><td>一般</td><td>１時間（１コートにつき）</td><td>250</td></tr><tr><td>高校生以下</td><td>１時間（１コートにつき）</td><td>120</td></tr></table>備考
略</td>
<td>【別表の内容】
区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。
【別表の改正内容】
消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。</td>
</tr>
</table>

第３９号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営運動広場条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市営運動広場条例の一部を改正する条例

島原市営運動広場条例（平成２年島原市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
スポーツ	一般	１時間（１コートにつき）	90円
	高校生以下		40円
その他の催し物		１時間	490円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市営運動広場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市営運動広場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第７条関係）

区分		単位	使用料
スポーツ	一般	１時間（１コートにつき）	90円
	高校生以下		40円
その他の催し物		１時間	490円

備考

１～４　略

現行

別表（第７条関係）

区分		単位	使用料（円）
スポーツ	一般	１時間（１コートにつき）	90
	高校生以下		40
その他の催し物		１時間	480

備考

１～４　略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第４０号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例

島原市営陸上競技場条例（平成５年島原市条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表中１　島原市営陸上競技場使用料の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
専用使用	一般	１時間	3,300円
	高校生以下		1,650円
個人使用	一般	１時間	160円
	高校生以下		80円

別表中２　附属設備使用料の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
シャワー	１時間（１人につき）	150円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市営陸上競技場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第14条関係）

１　島原市営陸上競技場使用料

区分		単位	使用料
専用使用	一般	１時間	3,300円
	高校生以下		1,650円
個人使用	一般	１時間	160円
	高校生以下		80円

備考

１～４　略

２　附属設備使用料

区分	単位	使用料
シャワー	１時間（１人につき）	150円

現行

別表（第６条及び第14条関係）

１　島原市営陸上競技場使用料

区分		単位	使用料（円）
専用使用	一般	１時間	3,240
	高校生以下		1,620
個人使用	一般	１時間	160
	高校生以下		80

備考

１～４　略

２　附属設備使用料

区分	単位	使用料（円）
シャワー	１時間（１人につき）	150

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第４１号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例

島原市立屋内相撲場条例（平成１３年島原市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分		単位	使用料
専用使用	一般	１時間	330円
	高校生以下		160円
個人使用	一般	１時間	30円
	高校生以下		20円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市立屋内相撲場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第14条関係）

区分		単位	使用料
専用使用	一般	１時間	330円
	高校生以下		160円
個人使用	一般	１時間	30円
	高校生以下		20円

備考

略

現行

別表（第６条及び第14条関係）

区分		単位	使用料（円）
専用使用	一般	１時間	320
	高校生以下		160
個人使用	一般	１時間	30
	高校生以下		20

備考

略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第４２号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例（昭和５７年島原市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

施設名	単位	使用料
島原市立霊丘公園運動広場夜間照明施設	30分	980円
島原市立第二中学校夜間照明施設	30分	1,050円
島原市立霊丘公園庭球場夜間照明施設	30分	490円
島原市立総合運動公園庭球場夜間照明施設	30分 （１コートにつき）	310円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第８条及び第15条関係）

施設名	単位	使用料
島原市立霊丘公園運動広場夜間照明施設	30分	980円
島原市立第二中学校夜間照明施設	30分	1,050円
島原市立霊丘公園庭球場夜間照明施設	30分	490円
島原市立総合運動公園庭球場夜間照明施設	30分（１コートにつき）	310円

備考

略

現行

別表（第８条及び第15条関係）

施設名	単位	使用料（円）
島原市立霊丘公園運動広場夜間照明施設	30分	960
島原市立第二中学校夜間照明施設	30分	1,030
島原市立霊丘公園庭球場夜間照明施設	30分	480
島原市立総合運動公園庭球場夜間照明施設	30分（１コートにつき）	300

備考

略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第４３号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例

島原市有明体育施設条例（平成１７年島原市条例第７８号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

体育施設名	区分			単位	使用料
島原市有明体育場	体育館		一般	１時間	340円
			高校生以下	（1コートにつき）	160円
	弓道場		一般	１時間	30円
			高校生以下	（１人につき）	10円
島原市有明青少年武道館	武道場	専用使用	一般	１時間	230円
			高校生以下	（１面につき）	110円
		個人使用	一般	１時間	30円
			高校生以下	（１面につき）	10円
島原市有明の森運動公園	有明の森運動場	スポーツ	一般	１時間	90円
			高校生以下	（1コートにつき）	40円
		その他の催し物		１時間	490円
	夜間照明施設			３０分（1コートにつき）	660円
島原市有明大野浜運動公園	運動場		一般	１時間	90円
			高校生以下		40円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市有明体育施設条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条関係）

体育施設名	区分			単位	使用料
島原市有明体育場	体育館		一般	１時間（１コートにつき）	340円
			高校生以下		160円
	弓道場		一般	１時間（１人につき）	30円
			高校生以下		10円
島原市有明青少年武道館	武道場	専用使用	一般	１時間（１面につき）	230円
			高校生以下		110円
		個人使用	一般	１時間（１面につき）	30円
			高校生以下		10円
島原市有明の森運動公園	有明の森運動場	スポーツ	一般	１時間（１コートにつき）	90円
			高校生以下		40円
		その他の催し物		１時間	490円
	夜間照明施設			30分（１コートにつき）	660円
島原市有	運動場		一般	１時間	90円

現行

別表（第６条関係）

体育施設名	区分			単位	使用料（円）
島原市有明体育場	体育館		一般	１時間（１コートにつき）	330
			高校生以下		160
	弓道場		一般	１時間（１人につき）	30
			高校生以下		10
島原市有明青少年武道館	武道場	専用使用	一般	１時間（１面につき）	230
			高校生以下		110
		個人使用	一般	１時間（１面につき）	30
			高校生以下		10
島原市有明の森運動公園	有明の森運動場	スポーツ	一般	１時間（１コートにつき）	90
			高校生以下		40
		その他の催し物		１時間	480
	夜間照明施設			30分（１コートにつき）	650
島原市有	運動場		一般	１時間	90

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

改正案	現行	解説及び資料
明大野浜運動公園　高校生以下　40円	明大野浜運動公園　高校生以下　40	
備考 １～４　略	備考 １～４　略	

第４４号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例

別紙１のとおり

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

第　　号議案

別紙１

島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例

島原市立れいなん会館条例（平成１５年島原市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表中１　トレーニング施設等使用料の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
トレーニング施設	1時間（１人につき）	150円
温水シャワー	1時間（１人につき）	50円

別表中２　会議室等専用使用料の表を次のように改める。

区分	単位	使用料
会議室	1時間	400円
談話室	1時間	370円
和室	1時間	330円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島原市立れいなん会館条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年６月　　日提出

島原市長　古川　隆三郎

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

第　　号議案関係

島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案

別表（第６条及び第14条関係）

１　トレーニング施設等使用料

区分	単位	使用料
トレーニング施設	１時間（１人につき）	150円
温水シャワー	１時間（１人につき）	50円

２　会議室等専用使用料

区分	単位	使用料
会議室	１時間	400円
談話室	１時間	370円
和室	１時間	330円

備考

１～５　略

現行

別表（第６条及び第14条関係）

１　トレーニング施設等使用料

区分	単位	使用料（円）
トレーニング施設	１時間（１人につき）	150
温水シャワー	１時間（１人につき）	50

２　会議室等専用使用料

区分	単位	使用料（円）
会議室	１時間	390
談話室	１時間	360
和室	１時間	320

備考

１～５　略

解説及び資料

【別表の内容】

区分ごとの１時間あたりの使用料を規定したもの。

【別表の改正内容】

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するもの。

第４５号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙平成３１年度島原市一般会計補正予算第１号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和元年６月４日提出

島原市教育委員会

教育長　森本　和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条第１項第１１号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

2 歳 入

（款） 2 地方譲与税
（項） 3 森林環境譲与税

（単位：千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計
2			地方譲与税	1億5,600万0	229万7	1億5,829万7
	3		森林環境譲与税	0	229万7	229万7
		1	森林環境譲与税	0	229万7	229万7
13			国庫支出金	37億4,861万4	9,496万8	38億4,358万2
	2		国庫補助金	3億6,402万0	9,496万8	4億5,898万8
		2	民生費国庫補助金	8,267万8	9,096万8	1億7,364万6
		4	土木費国庫補助金	1億6,580万9	400万0	1億6,980万9
14			県支出金	21億6,876万1	1,295万3	21億8,171万4
	2		県補助金	8億 622万3	582万8	8億1,205万1
		2	民生費県補助金	1億8,401万2	372万8	1億8,774万0
		4	農林水産業費県補助金	4億5,497万7	210万0	4億5,707万7
	3		委託金	2,590万0	712万5	3,302万5
		3	教育費県委託金	1万0	712万5	713万5
18			繰越金	1	729万6	729万7
	1		繰越金	1	729万6	729万7
		1	繰越金	1	729万6	729万7
19			諸収入	2億1,804万5	3,480万9	2億5,285万4
	4		雑入	1億6,934万6	3,480万9	2億 415万5
		4	雑入	1億6,933万9	3,480万9	2億 414万8
20			市債	33億6,950万0	△1,850万0	33億5,100万0
	1		市債	33億6,950万0	△1,850万0	33億5,100万0
		7	教育債	2億6,560万0	△1,850万0	2億4,710万0

（一般会計 ）

節 区分	節 金額	説明	
1 森林環境譲与税	229万7	1 森林環境譲与税	
1 社会福祉費補助金	7,533万3	1 プレミアム付商品券事務費補助金	18,583
		2 プレミアム付商品券事業費補助金	56,750
2 児童福祉費補助金	1,563万5	1 子ども・子育て支援整備交付金	14,914
		2 未婚のひとり親家庭臨時特別給付金	721
1 道路橋りょう費補助金	400万0	1 社会資本整備総合交付金	
4 児童福祉費補助金	372万8	1 長崎県児童福祉関係社会福祉施設整備費補助金	
1 農業費補助金	210万0	1 農村地域防災減災事業費補助金	
2 社会教育費委託金	712万5	1 三会原第４地区発掘調査事業委託金	
1 前年度繰越金	729万6	1 前年度繰越金	
1 雑入	3,480万9	1 スポーツ振興くじ助成金	23,709
		2 コミュニティ助成事業助成金	11,100
4 保健体育債	△1,850万0	1 体育施設整備事業費	

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款項目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10			教育費	20億9,225万4	2,000万0	21億1,225万4	2,343万4	△343万4
	4		社会教育費	3億8,322万7	1,150万0	3億9,472万7	1,112万5	37万5
		1	社会教育総務費	5,635万6	1,150万0	6,785万6	県支出金 712万5 その他 400万0	37万5

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	16万6	1 社会教育指導研修経費	4,000
		(1)社会教育指導研修経費	(4,000)
7 賃金	213万6	コミュニティ助成事業助成金 (資)	(4,000)
11 需用費	104万6	2 文化財経費	7,500
		(1)三会原第4地区発掘調査事業 (資)	(7,500)
13 委託料	415万2	社会保険料	(166)
		臨時作業員賃金	(2,136)
19 負担金補助及び交付金	400万0	消耗品費	(354)
		印刷製本費	(692)
		発掘調査業務委託料	(4,152)

（款）　10　教育費
（項）　5　保健体育費

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	5		保健体育費	5億5,148万0	850万0	5億5,998万0	1,230万9	△380万9
		2	スポーツ振興費	3億2,845万9	850万0	3億3,695万9	地方債 △1,850万0 その他 3,080万9	△380万9

（一般会計　　）

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
18 備品購入費	850万0	1 体育施設管理運営経費	8,500
		(1)体育施設管理運営経費	(8,500)
		機械器具費	(8,500)

資 3.3-1

（参考）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第２９条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

（教育長に対する委任事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（１）　学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

（２）　学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。

（３）　教育財産の取得を市長に申出ること。

（４）　県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。

（５）　県費負担教職員の服務の監督についての一般方針を定めること。

（６）　教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。

（７）　教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。

（８）　学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。

（９）　学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。

(10)　委員会規則の制定又は改廃を行うこと。

(11)　教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。

(12)　委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。

(13)　校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。

(14)　教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。

(15)　学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。

(16)　教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

（資料２）

資 1

補正予算書

3.歴史と文化を活かした観光都市づくりと交流人口の拡大

事業名	【継続】コミュニティ活動備品整備事業				
補正予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
400万0				400万0	
事業期間	平成３１年度	（単年度事業）		総事業費	400万0

【事業目的】

・一般財団法人　自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」を活用し、地域のコミュニティ活動に必要な備品等を整備することにより、コミュニティ活動の充実・強化を図るとともに、市及び地域の発展に寄与することを目的とする。

【事業概要】

１．北浦町内会　コミュニティ活動備品整備事業

①事業実施主体：北浦町内会

②事業概要：

北浦公民館は平成３０年度に改修工事を行い、今後様々な行事を開催する予定である。町内会活動の更なる活性化のために、自治公民館の備品等を購入する。

③事業費：1,855,202円（助成額：1,800,000円）

④内容：会議用テーブル　20台
イス　40脚
テレビ　1台
ＤＶＤ　1台
冷蔵庫　1台
レンジ　1台
エアコン　2台

２．島原七万石を踊る会　コミュニティ活動備品整備事業

①事業実施主体：島原七万石を踊る会

②事業概要：

島原七万石を踊る会は、島原の伝承芸能である「島原七万石踊り」を踊り継ぎ、島原の歴史の周知とまちおこしに貢献している団体である。

現在、「島原七万石踊り」の更なる普及を目指して、市内の保育園児を対象に踊りの指導を行い、各種行事に出演しているが、踊り衣装が不足している状況である。今後も参加する園児が増えていくことが見込まれており、子ども用の踊り衣装を購入する。

③事業費：2,426,090円（助成額：2,200,000円）

④内容：着物　70着
草履　70足
印籠　70個
刀　70個
帯　70本
小物材料費　一式
広報表示　一式

科目	10款	4項	1目	目名称	社会教育総務費	社会教育課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	当初予算要求なし （該当案件発生後 補正予算対応）			コミュニティ活動備品の整備 ・北浦自治会 ・島原七万石を踊る会		当初予算要求なし （該当案件発生後 補正予算対応）

（資料１）

資 2

補正予算書

3. 歴史と文化を活かした観光都市づくりと交流人口の拡大

事業名	【継続】三会原第４地区発掘調査事業				
補正予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
750万0		712万5			37万5
事業期間	平成31年度～平成31年度　（単年度事業）			総事業費	750万0

【事業目的】

平成27年から平成29年にかけて実施した「三会原第４地区　水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手育成型））」の事業範囲における範囲確認調査で、埋蔵文化財の残存が確認された長貫Ａ遺跡で、排水路工事による遺跡の破壊が免れない300㎡について、発掘調査を実施し、記録保存を行います。

【事業概要】

長貫A遺跡のうち排水路工事による遺跡の破壊が免れない300㎡について、発掘調査を実施し、記録保存を行います。

調査方法は、耕作土は重機により掘削し、遺物や遺構が存在する包含層は、人力により遺構（住居跡等）や遺物（土器等）を確認しながら掘削を行います。確認された遺構や遺物は、個別に写真撮影や実測図を作成し、記録保存を行います。

発掘調査事業については、事業費の95%を県（国）負担。残り5%を市負担。

全体事業費の負担割合

県（国）80%、受益者5%、島原市15%（発掘調査事業費の15%は全体事業費の負担割合に含ま

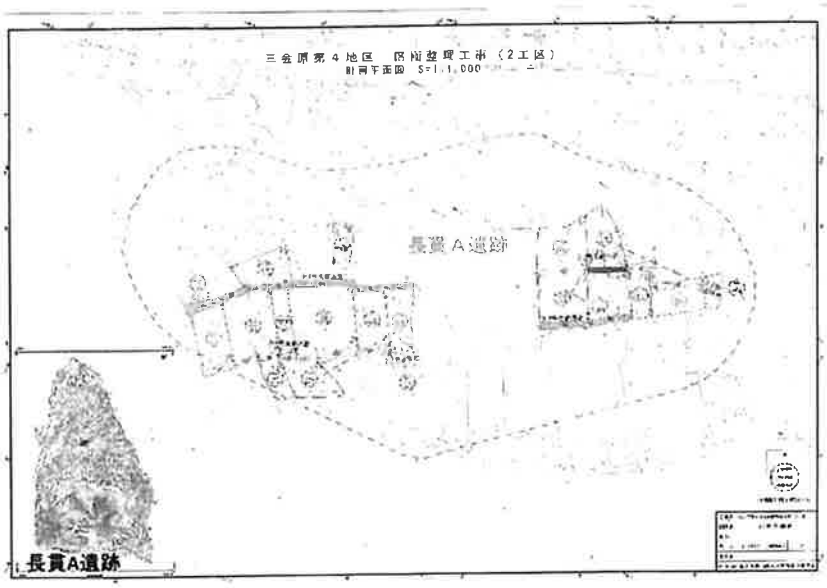

緑色の部分が発掘調査対象地

下部の褐色が遺物包含層

範囲確認調査で出土した縄文土器

科目	10款	4項	1目	目名称	社会教育総務費	社会教育課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
		長貫A遺跡 ・発掘調査300㎡ ・調査報告書作成	

（資料３）

資 3

補正予算書

6.島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

事業名	【新規】島原市三会ふれあい運動広場遊具購入				
補正予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
850万				710万	140万
事業期間	平成３１年度～平成３１年度 （単年度事業）			総事業費	

【目的】

島原市三会ふれあい運動広場に設置してある遊具を取り替えるもの

【概要】

平成５年に設置した三会ふれあい運動広場の遊具が、長年の経過と利用により木材部分の劣化や摩擦等による損傷により著しく老朽化している為、既存の遊具を撤去し新しい遊具を設置するもの。

三会ふれあい運動広場の遊具は市民の憩いの場となっており、特にイベント等の開催時は多くの子供達が利用するため、利用した市民からも安全性について危険視される声もあがっており、新しい遊具の購入について強い要望があっている。

【位置図】

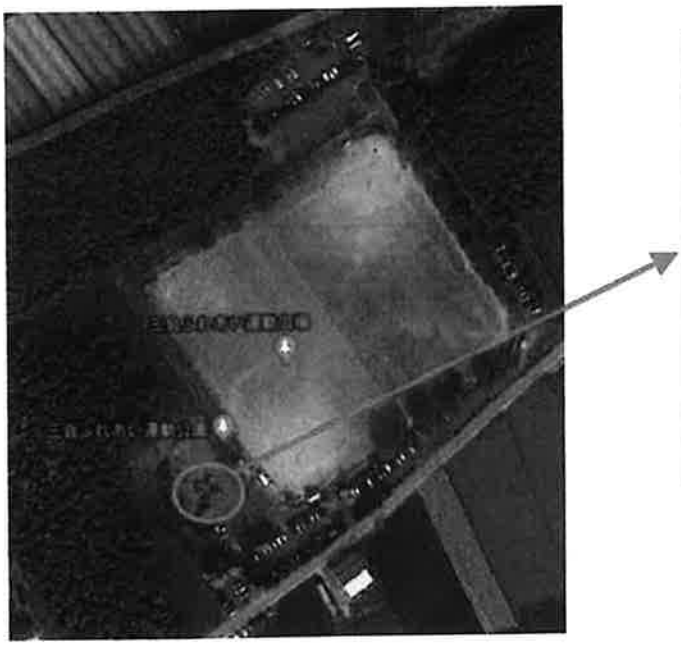

対象遊具

科目	10款	5項	2目	目名称	スポーツ振興費	スポーツ課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
		遊具の購入	

資 3-1

（資料４）

歳入補正予算（第１号）

１９款　雑収入　０４項　雑入　０４目　雑入　０１節　雑入
スポーツ振興くじ助成金　２３，７０９千円

【内容】
１　島原市営庭球場人工芝全面張替工事に伴う助成金（１９，５３５千円）
２　島原市営陸上競技場ハードル設置に伴う助成金（４，１７４千円）

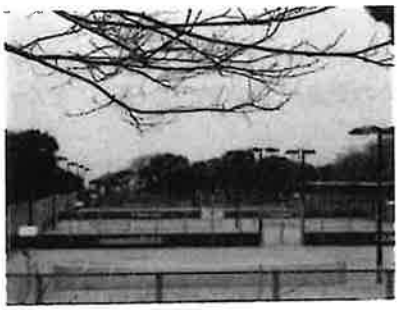
総合運動公園庭球場

霊丘公園庭球場（toto 対象外）

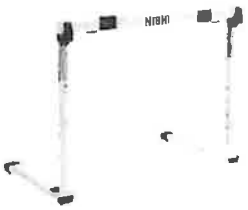
ハードル

【歳入分充当先】
（臨）市営陸上競技場周辺施設管理運営経費
工事請負費　島原市営庭球場人工芝全面張替工事　４４，０００千円
○総合運動公園　３２，５６０千円
○霊丘公園及び除却費　１１，４４０千円
（toto 対象外：霊丘公園は飛び地のため）
機械器具費　島原市営陸上競技場ハードル　６，５００千円
対象経費 5,218 千円、対象外経費 1,282 千円
○ハードル
市営陸上競技場が第３種公認を継続するために必要な備品
ハードル８５台、ハードル運搬車１０台

【スポーツ振興くじ助成金メニュー】
１　地域スポーツ施設整備助成
人工芝生化改設
助成対象経費限度額の３/４助成
※島原市の配分額１９，５３５千円
２　地方公共団体スポーツ活動助成
地域スポーツ活動推進事業（大型スポーツ用品の設置）
助成対象経費限度額の４/５助成
※島原市の配分額４，１７４千円